

第9 動力消防ポンプ設備

1 水源

第1 屋内消火栓設備1 ((5)を除く。)に準ずるほか、地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によること。

- (1) 地盤面から落差5メートル未満の場合は、水源の下端から0.5メートル以内の部分は有効水量に含めない。
- (2) 地盤面から落差5メートル以上ある場合は、落差4.5メートル以内の部分の有効水量とする。
- (3) 吸管投入孔を設ける場合は、直径60センチメートルの円が内接することができる大きさ以上とすること。

2 設置場所

動力消防ポンプ(消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。)の設置場所は、次によること。

- (1) 設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とすること。
- (2) 雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置すること。

3 器具

- (1) 吸管は、前記1の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとする。
- (2) ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が、当該動力消防ポンプの規格放水量が0.5立方メートル毎分以上のものにあつては100メートル、0.4立方メートル毎分以上0.5立方メートル毎分未満のものにあつては40メートル、0.4立方メートル毎分未満のものにあつては25メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとする。

なお、「有効に放水することができる長さ」とは、ホースそのものの長さに放水距離の5メートルを加えた長さとする。ただし、仕様書等により有効に放水できると認められるものにあつてはこの限りでない。

4 表示

- (1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。
- (2) 水源の付近には次の表示をすること。
 - ア 「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ、容易に判別できる文字で表示すること。
 - イ 前記1(3)の吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の蓋付近に「吸管投入口」の表示をすること。
- (3) 前(1)及び(2)の文字の大きさは、5センチメートル角以上とすること。

5 性能

令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める

第9 動力消防ポンプ設備

省令」(昭和61年自治省令第24号)第21条の別表(下表参照)に定める規格放水性能における規格放水量とすること。

ポンプの級別	放水性能			
	規格放水性能		高圧放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m ³ /分)	高圧放水圧力 (MPa)	高圧放水量 (m ³ /分)
A - 1	0.85	2.8 以上	1.4(直列並列切替え型のポンプは、1.7)	2.0(直列並列切替え型のポンプは、1.4) 以上
A - 2	0.85	2.0 以上	1.4(直列並列切替え型のポンプは、1.7)	1.4(直列並列切替え型のポンプは、1.0) 以上
B - 1	0.85	1.5 以上	1.4	0.9 以上
B - 2	0.7	1.0 以上	1.0	0.6 以上
B - 3	0.55	0.5 以上	0.8	0.25 以上
C - 1	0.5	0.35 以上	0.7	0.18 以上
C - 2	0.4	0.2 以上	0.55	0.1 以上
D - 1	0.3	0.13 以上		
D - 2	0.25	0.05 以上		

注：令第20条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものは、上記表中の規格放水量が0.2 m³/分以上のポンプ（C-2級以上）、同条同項第2号に掲げる建築物に設置するものは、上記表中の規格放水量が0.5 m³/分以上のポンプ（B-3級以上）とすること。